

諸外国では品種登録はどの主体が行っているのかについてご教示されたい。

国名	品種登録（審査）実施主体	栽培試験実施主体
EU	EU植物品種庁	EU各国の品種登録機関
英	環境食料農村省植物品種権課・種子課	国立農業植物研究所及びEUの他の国の機関
仏	農業省植物品種権委員会	国立農業試験場及びEUの他の国の機関
独	連邦消費者保護食料農業省連邦品種庁	同左及びEUの他の国の機関
米	米国特許・商標庁（米養繁殖植物） 農務省農業流通局植物品種保護課（種子繁殖植物）	出願者（注1）
中	農業部植物新品種保護弁公室（注2） 国家林業局林業植物新品種保護局	農業部植物新品種試験処
韓	農林業省国立種子管理所	同左

注1：特許類似の独自制度により、出願者の実施した栽培試験結果を植物品種保護課審査

注2：林木、観賞樹は国家林業局が担当